毎週火・金曜日発行

まこと調剤薬局

字道心谷地48-5

下虻川

平成十九年 月二十九日

> 十二所字川端四十番地一 道目木字屋布添四十番地

田村 奈良 田村

茂勝

一 雄 賢

名

称

所

在

地

指定年月

日

大館市十二所字水上百六十四番地

字川端八十番地四

ページ

目

次

○結核予防法による医療機関の指定(二三四・秋田中央保健 :

○用途地域における建築の許可に係る公開による意見の聴取 (二三五・建築住宅課) 1

○土地改良区の役員の退任及び就任の届出 一(北秋田地域振興 1

○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局 農林部) 1

○県営土地改良事業工事の完了(雄勝地域振興局農林部)……2 ○土地改良区の役員の就任の届出 ○土地改良区の役員の退任の届出 ○土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部)……2 (仙北地域振興局農林部) …2 (仙北地域振興局農林部) …2

選挙管理委員会告示

○政治活動のために寄附を受け又は支出することができない (四二) …………………………………………2

公安委員会告示

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施(六二・生 活環境課) 4

示

告

第一項の規定に基づき、告示する。 の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、 秋田県告示第二百三十四号 結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項

平成十九年四月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

 \equiv

就任理事の住所及び氏名

道目木字屋布添四十番地

八十五番地

貞治

一雄

秋田県告示第二百三十五号

同条第十四項の規定に基づき、 項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条第十三 公告する。

平成十九年四月十七日

意見の聴取の場所 意見の聴取の期日 平成十九年五月一日 仙北市角館町東勝楽丁十九 秋田県知事 午後一時三十分 寺 田 典 城

許可しようとする建築物の建築の計画 仙北市役所角館庁舎 二階第四会議室

() ()建築物の用途

建築物の場所 仙北市角館町小人町三十八番

告

公

退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき 項の規定により、大館市十二所土地改良区から次のとおり役員の 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六

平成十九年四月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名 大館市十二所字川端五十番地四 軽井沢字浦山三十五番地 軽井沢字浦山十二番地 猿間字丹内下五十三番地 二所字水上四十一番地 字川端四十番地一 六番地三 百四十六番地 百六十四番地 高松 畠 田山 村 畠山 黒田 黒田 秋元謙一郎 忠芳 定雄 茂勝 新裕 重勇 哲芳 久義

四 項の規定により、 土地改良法 退任監事の住所及び氏名 就任監事の住所及び氏名 大館市道目木字屋布添六十四番地 大館市十二所字川端八十番地四 十二所字川端十番地一 十二所字水上百二十五番地 道目木字屋布添六十四番地 猿間字丹内下五十三番地 軽井沢字曲谷地八十二番地 猿間字丹内下百四十六番地 十二所字水上四十一番地 道目木字屋布添八十五番地 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六 字水上百二十五番地 字浦山十二番地 六番地三 秋元謙一郎 里勇 黒田 中嶋 奈良 黒田 黒田 奈良 奈良 阿部 岩雄 忠芳 貞治 哲芳 富義進期 義 進明賢

就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告す 次の土地改良区から次のとおり役員の退任及び

平成十九年四月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

峰浜土地改良区

 $(\!-\!)$ 退任理事の住所及び氏名 山本郡八峰町峰浜目名潟字岩子百三十八番地 鈴木 阿部

榮 一 悦 彦

 (\Box) 就任理事の住所及び氏名 水沢字水沢七十八番地

山本郡八峰町峰浜目名潟字岩子八十一番地 百九番地

退任監事の住所及び氏名 山本郡八峰町峰浜水沢字三ツ森カッチキ台二百三十番地

水沢字水沢六十六番地四

鈴木 芹田

末春

夫

 (\equiv)

福司

憲友

(四)

山本郡八峰町峰浜水沢字成任監事の住所及び氏名 本郡八峰町峰浜水沢字三ツ森カッチキ台二百二十三番地

山本郡市川堰土地改良区

鈴木

美二

· 藤晴敏後援会

伊

藤

晴

敏

加

藤

松

男

大仙市刈和野字小野二十三

田地域計画研究会

石

塚

柏

高

橋

信

太郎

大仙市泉町八—二十八

寿松木孝後援会

ネクスト・ソサイエティ研究会

佐

々木

重

人

大

野

拓

夫

南秋田郡五城目町字神明前六十七

松

木

孝

大

 \exists

向

喜

美 男

横手市大雄字田根森四十

政党

資金管理団体

政

治

寸

体

の

名

称

代表者氏名

会計責任者氏名

主

た

る

事

務

所

0

所

在

地

1由民主党山内支部

永

沢

祐

高

橋

俊

英

横手市山内土渕字岩瀬九十四

1由民主党羽後町支部

石

垣

孝

和

泉

嘉

郎

雄勝郡羽後町中仙道字堀内二

一百三十四

主

た

る

事

務

所

の

所

在

地

政

治

寸

体

の 名

称

代表者氏名

会計責任者氏名

秋

田県政治経済研究会

谷

藤

昌

 \prod

崎

繁

横手市増田町増田字上町七十五

の規定により、 規定に基づき、公告する。 変更について、平成十九年四月九日認可したので、 (-) (\Box) 土地改良法 平成十九年四月十七日 就任理事の住所及び氏名 退任理事の住所及び氏名 能代市二ツ井町種字外面百九番地 能代市天内字新山林十五番地 能代市二ツ井町種字與作沢出口二十一番地三十六 天内字家回六十八番地 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項 由利本荘市鮎川土地改良区から申請があった定款 秋田県知事 寺 同条第三項の 田 山崎 畑山 畑山 典 久敏 幸雄 敬市 永蔵 城

項の規定により、秋田県仙南土地改良区から次のとおり役員の退 任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六

平成十九年四月十七日

大島

勲

就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告す 項の規定により、仙北平野豊川土地改良区から次のとおり役員の 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六

就任監事の住所及び氏名

大仙市豊岡字向工一番地

の二第三項の規定に基づき、 次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了した 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条 公告する

ので、

平成十九年四月十七日

退任理事の住所及び氏名 仙北郡美郷町飯詰字藤原四番地

秋田県知事 寺 田 典 城

平成十九年四月十七日

秋田県知事 寺

田 典 城

高橋 誠徳

> 県営土地改良事業(後福島地区ため池等整備事業) 県営土地改良事業(稲庭地区農業用河川工作物応急対策事業) 完了年月日 平成十八年十一月二十二日 完了年月日 平成十九年三月二十七日

選挙管理委員会告示

県営土地改良事業(西の沢地区ため池等整備事業)

完了年月日 平成十八年十一月十四日

秋選管告示第四十二号

することができない団体となったので、 き 四号)第十七条第二項の規定により、 平成十九年四月三日以降、

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸

政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出を 次の政治団体は、政治資金規正法 告示する。 平成十九年四月十七日 (昭和二十三年法律第百九十 同条第三項の規定に基づ

田 典 城

	若林徹後援会	若林	佐藤幹夫	由利本荘市御門二百六十二—二
	渡辺まさふみ後援会	渡辺正史	渡辺敏江	由利本荘市赤沼下百八十二—二
三	その他の政治団体			
	政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
	秋田県興行組合政治連盟	山口昌典	小 西 由紀子	秋田市南通亀の町四―三十九
	いきいき郷土をめざす会	信田勇一	草薙幸隆	大仙市豊岡字谷地三十一
	石塚かしわ後援会	榊田進	高 橋 信太郎	大仙市佐野町八—二
	えちご貞勝後援会	秋 山 勝 雄	越後洋子	男鹿市船川港本山門前字垂水二十九—四
	大部隆一後援会	高橋幸一	大 部 佐智子	横手市蛇ノ崎町八―二十八
	梶原直後援会	村上正亀	梶 原 昭 裕	由利本荘市鳥海町上直根字堰ノ上六十五
	萱森真雄後援会	萱 森 真 雄	山石一寿	横手市上境字館七十四
	熊谷よしひろ後援会	林永	熊谷新吉	仙北市角館町岩瀬百九十一—一
	栗谷秀宣後援会	佐々木 義 広	菅 篤 司	横手市大雄字宮小路五十三
	佐々木善一後援会	佐々木 康 弘	高橋稔	横手市雄物川町深井字深井七十六
	佐々木一志後援会	小林恵一	佐々木 哲 夫	横手市平鹿町浅舞字福田三百
	信田勇一後援会	信田和己	草薙幸隆	大仙市豊岡字谷地三十一
	ト」中川光博後援会	澤木勉	泉京子	潟上市天王字北野二百二十三—二百九
	白神の里町づくり研究会	佐藤牧夫	佐藤牧夫	能代市二ツ井町字比井野三十八 ひいのハイツ202号
	たかやま昭信後援会	斎 藤 忠 吾	髙山良一	横手市十文字町上鍋倉字掵大道西十四—二
	谷藤昌二後援会	柿崎琢治	和泉二郎	横手市増田町増田字上町三十五―一

公 安 委 員 会 告 示

秋田県公安委員会告示第62号

33号) 第5条の8第2項の規定に基づき、公表する。 施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第 第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3 実施年月日 平成19年4月17日 秋田県公安委員会委員長 \times 逬 宏 道

平成19年5月25日(金)午前9時から午後4時30分まで

秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部3階第3会議室

講習科目及び講習時間数

使用、保管等の取扱いについて、5時間実施する。

受講定員

写真 2枚

2

受講申込みに必要な書類 受講申込書 2通 写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽

実施場所

猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の

無背景の顔写真で、大きさが3センチメートル四方のものと

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

受講申込み等

(1) 申込み用紙の交付 受付期間 各受付場所において交付する

2

時30分から午後5時まで。ただし、定員30人で締め切る。 23年法律第178号) 第3条に規定する休日をいう。) を除き、 平成19年4月17日 (火) から5月21日 (月) までの午前8 日曜日、土曜日及び休日(国民の休日に関する法律(昭和

受付場所

講習手数料 住所地を管轄する県内の各警察署

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

(1) 講習終了後考査を行い、講習に係る事項を修得したと認め られる者に対し、講習修了証明書を交付する

(2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活 県内の各警察署生活安全係(秋田中央警察署にあっては生活 環境課危険物対策係(電話018-863-1111内線3168) 又は

環境係)に問い合わせること

行 者 秋 田 県

発

秋田市山王四丁目一番 号

購読料

金

月三千六百七十五円(税込)

印

刷

印

刷

者 所 電話 660八七六六 FAX 660〇〇五株式会社 松 原 印 刷 社秋田市山王七丁目五番二十九号 秋田市山王七丁 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp 原 繁 雄